令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い基準

鳥取県東部広域行政管理組合消防局
施行　令和７年８月１日

消防法施行令（昭和 36 年政令 37 号。以下「令」という。）別表第１に掲げる防火対象物の項の判定を決定するに当たっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するに当たっては、別表を参考とすること。

凡例
無印：法令基準（法令解釈等を含む）
◆　：指導基準（法令に基づかない通知、鳥取県東部広域行政管理組合消防局基準）

１　各項に共通する事項

⑴　同一敷地内に存する２以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて、令別表第１に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物については、主たる用途として取り扱うことができる。

※　同一敷地内にある独立棟として存する電気室、ボイラー室、トイレ、更衣室等は⑮項に掲げる防火対象物として捉え、倉庫、駐車場、宿舎等は主たる用途に供される防火対象物に関係なく、独立的な性格を有する用途に供される防火対象物として捉えること。

⑵　令第１条の２第２項に規定する「２以上の用途」の取り扱いは、次によること。

ア　令別表第１の項が混在する場合だけでなく、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目が混在する場合も含むものであり、細項目が混在する場合も、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

※　⑹項ロと⑹項ハが混在する防火対象物は、⑯項イの複合用途防火対象物

イ　一の防火対象物に、同一細項目で異なる詳細分類（⑹項イの⑴から⑷並びに⑹項ロ及びハの⑴から⑸のことをいう。）が混在する場合は、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として、同一の細項目であり便宜上、詳細な分類を設けたものであるため、「２以上の用途」とはならず、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

※　⑹項イ⑴と⑹項イ⑷が混在する防火対象物は、⑹項イの防火対象物

⑹項「項」	イ「細項目」	⑴「詳細分類」

⑶　令第１条の２第２項に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア　機能従属

令別表第１⑴項から⑮項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表（Ａ）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で、次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。（表－１・図－１）

（ア）当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

（イ）当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

（ウ）当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

条　　件	左欄の運用
（ア）当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	⑴　主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であること。◆ ⑵　管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修に当たって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
（イ）当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 ⑴　従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有したもので、別表（Ｂ）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。 ⑵　従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
（ウ）当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間とほぼ同一であることをいう。

表－１

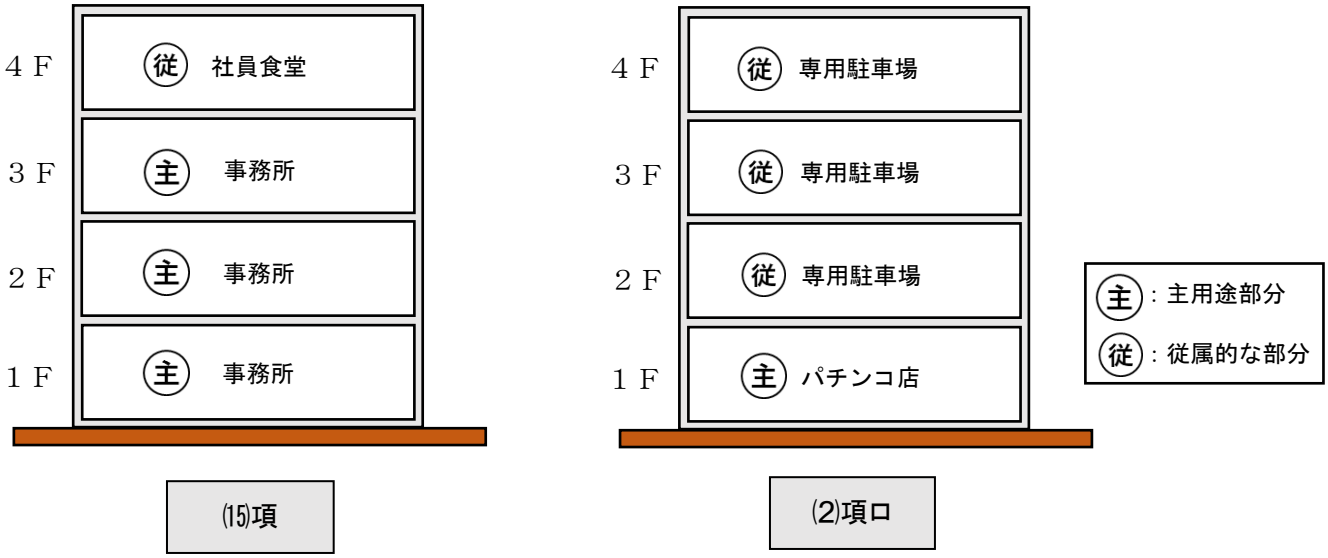

（ア）従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
（イ）従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
（ウ）従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一
※（ア）から（ウ）を満たす場合は単体用途防火対象物

図－１

イ　みなし従属

主用途部分の床面積の合計（共用される廊下、階段、通路、便所、機械室等の部分の床面積は、主用途部分と他の独立した用途に供される部分の床面積に応じ按分して、それぞれに加算すること。）が、当該防火対象物の延べ面積の90％以上であり、かつ、当該主用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分。

ただし、令別表第１⑵項ニ、⑸項イ若しくは⑹項イ⑴から⑶まで若しくはロに掲げる防火対象物又は⑹項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「⑹項ロ等」という。）を除く。（図－２・図－３）

なお、この場合、「主用途以外の独立した用途に供される部分」として、⑹項ロ等と⑹項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該⑹項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。（図－４）

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。（図－５・表－２）

※「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、⑹項ロ等以外の場合

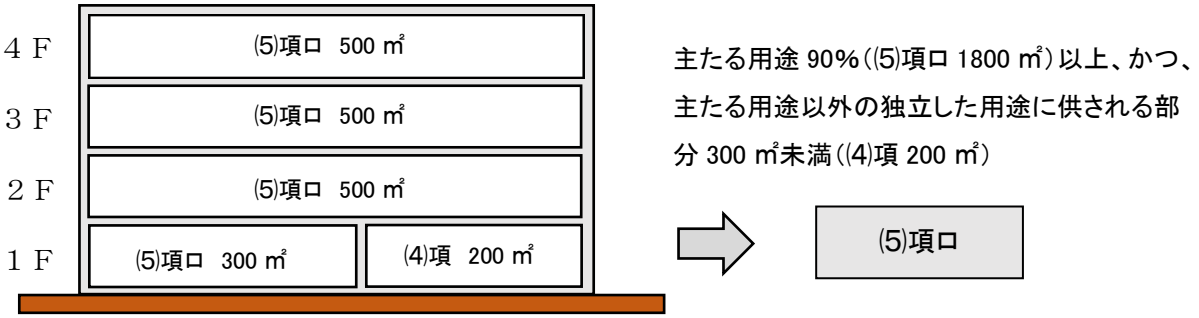

図－２

※「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、⑹項ロ等の場合

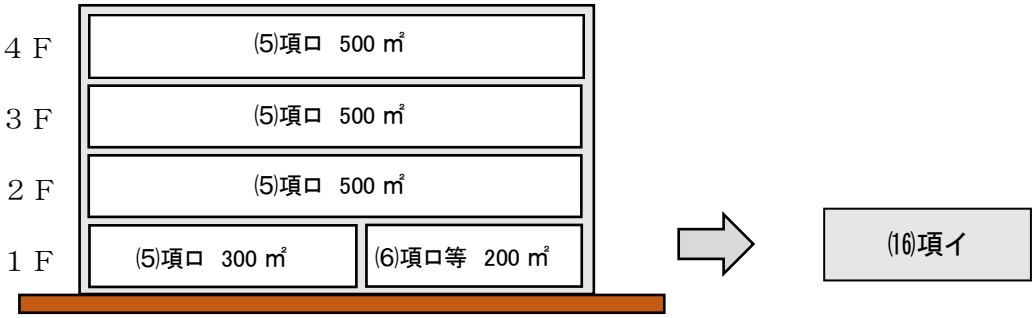

図－３

※「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、⑹項ロ等と⑹項ロ等以外の部分が混在する場合

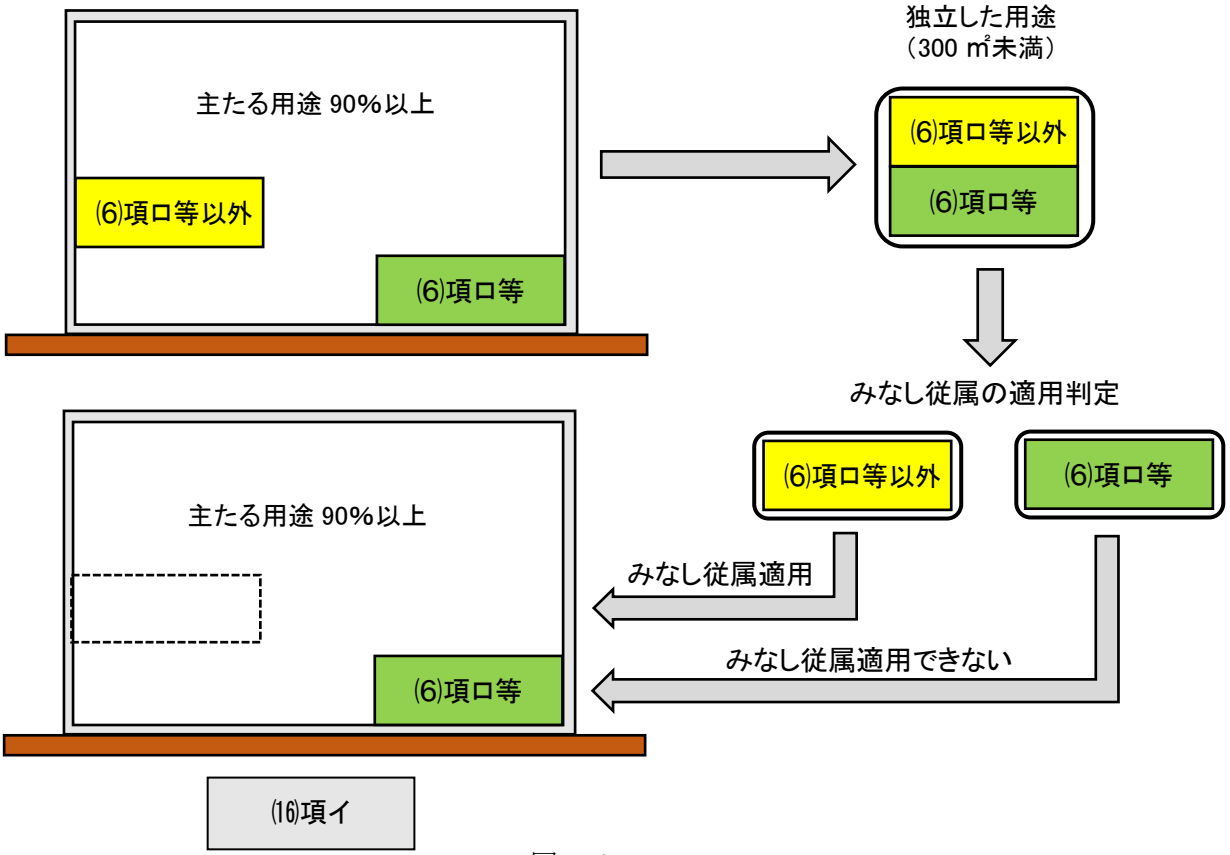

図－４

※共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

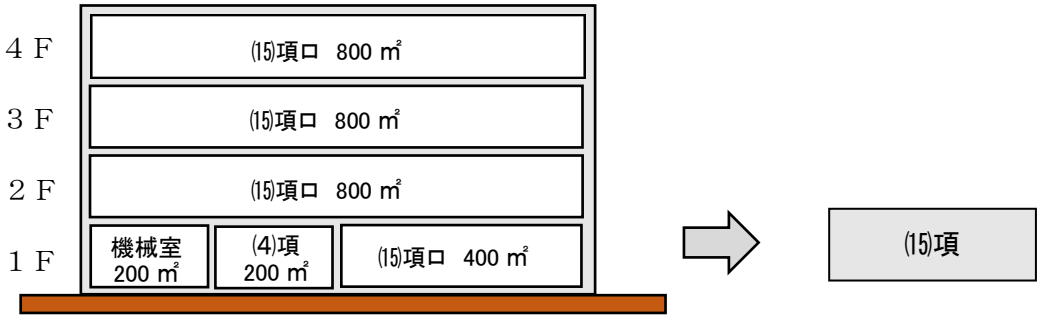

図－５

	用途	床面積の合計	用途の割合
防　火　対　象　物	⑮項	3,200㎡	
主　用　途　部　分	⑮項	2,800㎡	2,800㎡ ÷ 3,000㎡ ≒ 93%
独立した用途に供される部分	⑷項	200㎡	200㎡ ÷ 3,000㎡ ≒ 7%
共　用　さ　れ　る　部　分	機械室	200㎡	それぞれの用途の面積に応じて按分

主用途部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上
かつ、
独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 ㎡未満

共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
・⑮項　200 ㎡×0.93＝186 ㎡　→　2,800 ㎡＋186 ㎡＝2,986 ㎡（93%）
・⑷項　200 ㎡×0.07＝ 14 ㎡　→　200 ㎡＋ 14 ㎡＝ 214 ㎡（ 7%）
↓
⑮項 2,986 ㎡（93%）＋ ⑷項 214 ㎡（7%）＝ ⑮項 3,200 ㎡として取り扱う。

表－２

⑷　同一の防火対象物が時間帯や季節ごとによって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの用途に供されるものとして必要とされる技術上の基準を満たさなければならないことに留意すること。

◆

⑸　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うこと。（表－３）

ア　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、２以上の令別表対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分

は、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ウ　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

	項　　目	例　　示	項
ア	一般住宅 ＞ 令別表対象物で50㎡以下のもの	一般住宅（大）／令別表対象物（小）	一般住宅
イ	一般住宅 ＜ 令別表対象物	一般住宅（小）／令別表対象物（大）	令別表対象物
	一般住宅 ＜ 令別表対象物／令別表対象物	一般住宅（小）／令別表対象物(大)／令別表対象物(大)	複合用途防火対象物 ※令別表対象物と令別表対象物の複合用途防火対象物
ウ	一般住宅 ＞ 令別表対象物で50㎡を超えるもの	一般住宅（大）／令別表対象物（小）	複合用途防火対象物 ※令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物
エ	一般住宅 ≒ 令別表対象物	一般住宅（1/2）／令別表対象物（1/2）	複合用途防火対象物 ※令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物

表－３

⑹　消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第１項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第１のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

２　複合用途防火対象物の取扱い

複合用途防火対象物となるもののうち、次のいずれにも該当する場合は、令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても、⑯項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。この場合において、当該特定用途部分の消防用設備等の設置においては、特定用途部分以外の部分で最も延べ面積の割合が大きな用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うこと。

⑴　特定用途部分が、⑹項ロ等以外の用途であること。

⑵　特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10％以下であること。

⑶　特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

3　令別表第１に掲げる防火対象物の用途を決定するに当たっては、令第８条に規定する区画の有無を考慮しないものであること。

4　令第８条第１号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁部分で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置については、それぞれ区画された部分ごとに１⑶イ※1及び２※2を適用すること。（図－５）

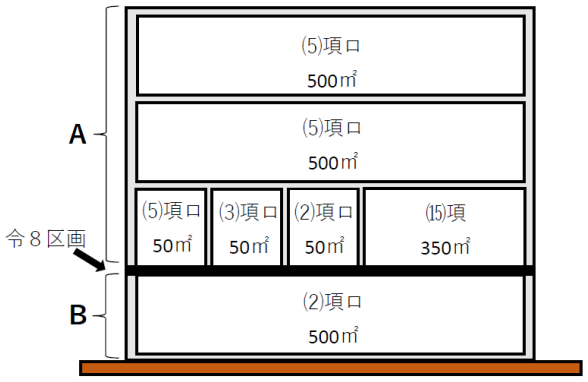

（注）２階におけるＡ部分用途の出入口はＢ部分用途と令８区画がされている。

【棟全体の用途判定】
主用途部分(5)項ロの床面積の合計が 90%未満（52.5%）であり、かつ、独立した他の用途に供される部分（(2)項ロ、(3)項ロ及び(15)項）の床面積の合計が 300 ㎡以上（950 ㎡）で、特定用途部分の床面積の合計が 10%以上（30%）なので、１(3)イ※1を適用し棟全体を(16)項イとして取り扱う。

【消防用設備等の設置に係る用途判定】
A部分については、主用途部分(5)項ロの床面積の合計が 90%未満（70%）であり、かつ、独立した他の用途に供される部分（(2)項ロ、(3)項ロ及び(15)項）の合計が 300 ㎡以上（450 ㎡）で、特定用途部分の床面積の合計が 10%（6.6%）未満、かつ、300 ㎡未満（100 ㎡）なので、２※2を適用し(16)項ロとして取り扱う。この場合、特定用途部分については、１(3)イ※1を適用し(5)項ロとして取り扱う。**B**部分については、(2)項ロの防火対象物となる。

図－５

規則第５条の３第２項第１号に規定する渡り廊下等の壁等により別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。

また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

5　テント型宿泊施設（グランピングドーム）の取扱い◆

建築物又は工作物（土地に定着する人工物で建築物以外のものをいう。）のテント型宿泊施設は、設置期間の長短にかかわらず(5)項イとして取り扱うこと。

※工作物に該当する例

・テントを支える支柱、電気、ガス、水道などの配線、配管が工具を使用しないと取り外すことができないもの。
・使用状況により、土地への定着性が認められるもの。

6　文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の取り扱いは、次によること。

⑴　令別表第１(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物として取り扱うこ

と。また、併せて⑴項から⑯項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。（図－６）

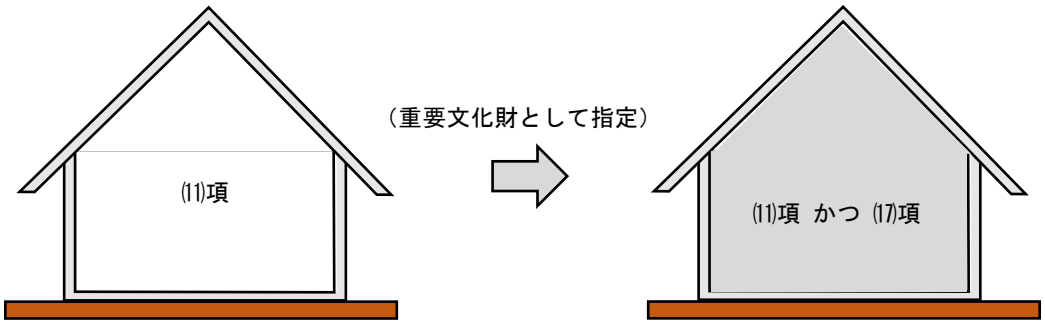

図－６

⑵　令別表第１⑴項から⑯項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は⑰項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。また、併せて⑴項から⑯項までの防火対象物又はその部分でもあること。

従って、防火対象物全体は令別表第１⑴項から⑯項までに掲げる防火対象物であるほか、⑰項の部分を含む複合用途防火対象物として取り扱うこと。（図－７）

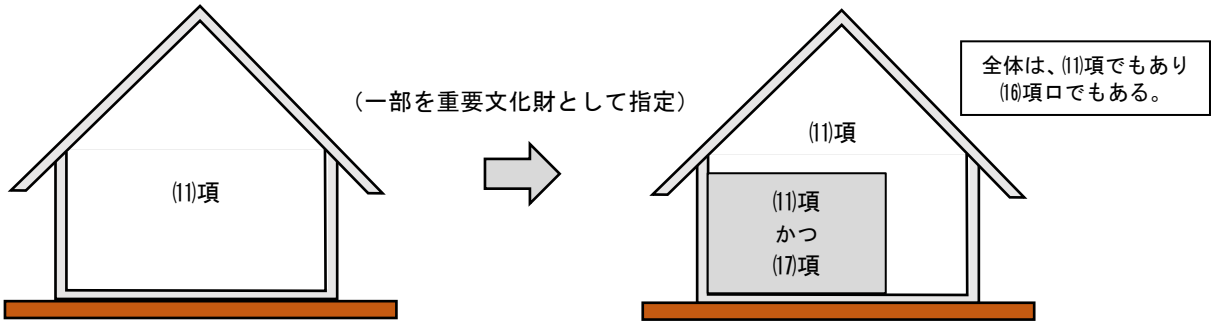

図－７

⑶　史跡として指定された範囲内に存する建造物で、史跡として指定された理由と直接関係する部分を有しないものについては、令別表第１⑰項に掲げる防火対象物には該当しないものとして取り扱うこと。

6　仮設建築物

仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

7　スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のままで、防火対象物の他の部分を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分を有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルト

ン状態から用途が変更される場合には、法第17条の３の規定が適用されること。

8　休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の３の３の適用を受けないものであること。 ただし、一部が休業中の場合は、当該部分を法規制除外するが法第17条の３の３については、実施するよう指導することが望ましい。◆

9　届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。）については、次により取り扱うこと。

⑴　人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第２条第４項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第２号）第４条第３項第10号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅（以下「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第４条第４項第１号チ⑷に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。）の床面積の合計が50㎡以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第９条の２に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が50㎡を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、令別表第１⑸項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うこと。

⑵　家主居住型住宅以外の届出住宅（以下「家主不在型住宅」という。）については、令別表第１⑸項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うこと。

⑶　一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取り扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断すること。

なお、母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合については、棟ごとで家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断すること。

※家主居住型住宅又は家主不在型住宅の判断基準

住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年省令第２号）第９条第４項第１号かっこ書き（住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。）の規定に該当する場合は、家主居住型住宅と判断すること。家主が居住する建物から道路を挟んだ建物で民泊営業する場合等、騒音により声が届かないと判断される場合は家主不在型住宅と判断すること。◆

⑷　共同住宅等（令別表対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取り扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断すること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、前１から８までにより棟ごとにその用途を判定すること。

⑸　届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前⑴から⑷までにより用途を判定すること。

⑹　宿泊室の床面積の取り扱い

　届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。

別表

⑴項イ

定義	1　**劇場**とは、主として演劇、舞踏、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 2　**映画館**とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 3　**演芸場**とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 4　**観覧場**とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	
補足事項	1　本項の防火対象物は、客席を設けて、映画、音楽、演劇、スポーツ、演芸又は見世物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に「興行場」と言われているものである（興行場法（昭和23年法律第137号）第１条）。 2　客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。 3　小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に該当しない。 4　事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項に該当しない。	
主従関係	主用途部分（A）	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク、事務室、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、サッカー場、相撲場、競馬場、体育館等）、場外馬券売場（観覧を伴うもの）、寄席、音楽堂、サーカス	

⑴項ロ

定義	1　**公会堂**とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2　**集会場**とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、原則として客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	
補足事項	1　興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。この場合において、反復継続とは、月５日以上行われるものをいう。 2　一般的に結婚式専用に使用される施設については、本項として取り扱うこと。 3　管理に従事する者が常駐する市・町立等の公民館・集会場は、本項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	集会室、会議室、ホール、宴会場、その⑴項イを準用する。
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、事務室、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、談話室、診療室、結婚式場
用途例	○○地区公民館、コミュニティセンター、市民会館、福祉会館、集会場、貸ホール、貸講堂、結婚式場、葬祭会館、セレモニーホール	

⑵項イ

定義	1　**キャバレー**とは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2　**カフェー**とは、主として洋式の設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3　**ナイトクラブ**とは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。 4　**その他これらに類するもの**とは、実態においてキャバレー、カフェー、ナイトクラブと同視すべきものをいう。

補足事項	1　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）に定める洋式の設備は、次によることとされている。 ⑴　キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね５分の１以上であること。 ⑵　カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 2　客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まない。	
主従関係	主用途部分（A）	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	託児室、専用駐車場、クローク、事務室
用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	

⑵項ロ

定義	1　**遊技場**とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボウリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2　**ダンスホール**とは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	
補足事項	1　遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2　ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 3　特定の者を対象とするダンス教室は、⒂項として取り扱うこと。 4　一のカラオケ施設に、複数のカラオケを行うための個室を有するものは⑵項ニとして取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席、カラオケルーム
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー、託児室、シャワー室、事務室
用途例	マージャン店、パチンコ店、ビリヤード場、ボウリング場、ゲームセンター、カラオケ施設（カラオケボックスを除く。）、碁会所、将棋センター、将棋道場、プリントシール機専門店、ディスコ、ライブハウス（飲食の提供を伴わないもの）	

⑵項ハ

定義	1　**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗**とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 ⑴　浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第１項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（風営法第２条第６項第１号） ⑵　個室を設け、 当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（風営法第２条第６項第２号、具体例：ファッションヘルス） ⑶　専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第１条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）第２条に規定するものを経営する次のいずれかの営業 ア　ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第１号に規定するもの）（具体例：ヌードスタジオ） イ　のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（具体例：のぞき劇場） ウ　ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場（具体例：ストリップ劇場） ⑷　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する政令で定める施設を設

	け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第２条第６項第４号） ⑸　店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風営令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（風営法第２条第６項第５号） ⑹　前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前⑴及び⑵に該当するものを除く。）（風営法第２条第６項第６号・風営令第５条、具体例：出会い系喫茶） ２　**その他これに類するものとして総務省令で定めるもの**とは、消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号。以下「規則」という。）第５条第１項第各号に掲げる次のものをいう。 ⑴　電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗（規則第５条第１項第１号、具体例：セリクラ） ⑵　個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（規則第５条第１項第２号）	
補足事項	性風俗関連特殊営業を営む店舗のうち、ストリップ劇場（⑴項イ）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（⑵項ニ）、アダルトショップ（⑷項）、ラブホテル及びモーテル（⑸項イ）、ソープランド（⑼項イ）等、既に特定防火対象物に掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まない。	
主従関係	主用途部分（A）	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	託児室、専用駐車場、売店、クローク、待合室
用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、ＳＭクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、出会い系喫茶、セリクラ	

⑵項ニ

定義	１ **カラオケボックス**とは、一の防火対象物に複数のカラオケを行うための個室を有するものをいう。 ２ **その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類するものを含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの**とは、規則第５条第２項各号に掲げる次のものをいう。 ⑴　個室において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗（規則第５条第２項第１号 具体例：インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ） ⑵　店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）（規則第５条第２項第２号 具体例：テレフォンクラブ） ⑶　個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（規則第５条第２項第３号、具体例：個室ビデオ）	
補足事項	個室とは、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースで、利用者のプライバシーが保持されるプライベートな空間となっているものをいう。	
主従関係	主用途部分（A）	客席、カラオケ室、インターネット利用室、ビデオ利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、倉庫、通信機械室、リネン室、更衣室、休憩室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	厨房、シャワー室、喫茶室、専用駐車場、託児所、売店、クローク
用途例	カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ	

⑶項イ

定義	1　**待合**とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2　**料理店**とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3　**その他これらに類するもの**とは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	
補足事項	1　一般的に風営法第２条第１項第１号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 2　本項は、⑵項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものをいう。	
主従関係	主用途部分（A）	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、事務室
用途例	茶屋、料亭、割烹	

⑶項ロ

定義	**飲食店**とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	
補足事項	1　本項は、営業の実態が⑵項イ又は⑶項イに該当しないものをいう。 2　飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。 3　飲食店には、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うライブハウスを含む。	
主従関係	主用途部分（A）	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	専用駐車場、結婚式場、託児室、祭儀場、娯楽室、会議室、写真室、事務室
用途例	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス（飲食の提供を伴うもの）	

⑷項

定義	1　**百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗**とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2　**展示場**とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	
補足事項	1　物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものである。 2　店頭で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれない。 3　調剤薬局は、本項として取り扱うこと。 4　自動車を店内において展示、販売するものは、本項として取り扱うこと。ただし、当該自動車が展示用のもので販売の対象としていない場合は、⑮項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、作業室、イートインスペース
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、催物場（展示室を含む。）、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス
用途例	デパート、魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、携帯電話販売ショップ、ＤＶＤ又はＣＤレンタルショップ、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	

⑸項イ

定義	1　**旅館**とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2　**ホテル**とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。

	3　**宿泊所**とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4　**その他これらに類するもの**とは、実態において旅館、ホテル、宿泊所と同視すべきものをいう。	
補足事項	1　宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等で、旅館業法の適用があるものが含まれる。 2　宿泊とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。 3　事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれない。この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4　寺院の宿坊は、不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、⑸項イとして取り扱うこと。 5　宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 ⑴　不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 ⑵　ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊の設備に用いることが可能な設備、器具等があること。 ⑶　深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 ⑷　施設利用に対して料金を徴収していること。	
主従関係	主用途部分（A）	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、託児室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室
用途例	保養所、ユースホステル、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、ラブホテル、モーテル、レンタルルーム（副次的に宿泊が可能なもの）、常設型のキャンプテント（宿泊施設として使用しているもの）、カプセルホテル、民宿、簡易宿泊所、宿坊	

⑸項ロ

定義	1　**寄宿舎**とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養護事業を行う施設を含むものとする。 2　**下宿**とは、１か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3　**共同住宅**とは、２以上の住宅の居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するものをいう。
補足事項	1　共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものである。 2　廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は長屋であり、本項として取り扱わない。 3　１階が長屋で２階が共同住宅のものにあっては、棟全体を本項として取り扱うこと。 4　共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合は、本項として取り扱うこと。 5　シルバーマンションとは、一般的に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受けるなど、主として、高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。ただし、⑹項ロ⑴その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は⑹項ハ⑴その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、⑹項ロ又は⑹項ハとして取り扱うこと。 6　ウイークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものをいう。ただし、シーツ、枕カバーの取り替え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあっては、⑸項イとして取り扱うこと。 7　高齢者専用賃貸住宅であっても、⑹項ロ⑴その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は⑹項ハ⑴その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、⑹項ロ又は⑹項ハとして取り扱うこと。 8　サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この項において同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に

	応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下この項において同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項として、⑹項ロ⑴その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは⑹項ハ⑴その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は有料老人ホームに該当するものは、⑹項ロ又は⑹項ハとして取り扱うこと。 9　小規模住居型児童養育事業とは、保護者のいない児童又は保護者に監視させることが不適当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等（ファミリーホーム）において養育を行う事業をいう。なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合について、⑹項ハ⑶のその他これらに類する施設に該当するものは、⑹ 項ハとして取り扱うこと。 10　シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。	
主従関係	主用途部分（A）	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	売店、専用駐車場、ロビー、面会室 、娯楽室、来客用宿泊室
用途例	マンション、アパート、ウイークリーマンション、マンスリーマンション、寮、事業所専用の研修のための宿泊所、母子生活支援施設（母子寮）、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅（⑹項に掲げるものを除く。）、小規模住宅型児童養育事業を行う施設、シェアハウス	

⑹項イ

定義	1　**病院**とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、病床数20床以上の入院施設を有するものをいう。 2　**診療所**とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は病床数19床以下の入院施設を有するものをいう。 3　**助産所**とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の収容施設を有しないものをいう。
補足事項	1　保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であり、診療所として許可を受けた部分が存する場合であっても、⑸項として取り扱うこと。 2　あん摩、マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所及び柔道整復施術所は、⑸項として取り扱うこと。 3　介護医療院は、職員配置や夜勤を行う職員の勤務の実態等が、病院又は有床診療所とほぼ同様と想定されることから、火災危険性についても病院や診療所と類似していると考えられるため、⑹項イに規定する病院又は診療所として取り扱うこと。 4　病院及び診療所は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、防火対象物単位ではなく医療機関単位の許可等により開設されるものであるため、当該医療機関の許可等に係る防火対象物は、原則として、すべて⑹項イに該当するものであるが、当該防火対象物の実態により用途区分を判定すること。なお、職員寮、託児所等については、当該防火対象物の実態により用途区分を判定すること。（具体例：職員寮（⑸項イ）、託児所（⑹項ハ）） 5　病院等は、医療機関単位で算定された病床数により病院又は診療所等に区分されるものであるため、３により⑹項イに区分される防火対象物が複数存する場合は、当該防火対象物ごとに医療機関単位で算定された病床数があるものとみなして各防火対象物の用途を判定すること。 6　⑹項イ⑴及び⑵に規定する特定診療科名の有無については、医療機関単位の考え方に捉われず、防火対象物ごとに判定すること。 7　規則第５条第３項第１号及び第２号に規定する「職員の数」は、原則として、防火対象物単位で算定を行うこと。ただし、「職員の数」の算定を行う防火対象物の患者の看護等を異なる防火対象物に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に異なる防火対象物に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。

	8　母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の２第１項第２号に規定する産後ケア事業を行う施設は、⑮項として取り扱うこと。 9　詳細分類に係る用途判定については、別添１「⑹項イ用途判定フローチャート」を参考とすること。	
主従関係	主用途部分（A）	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、 リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、美容室、臨床研究室 、浴室
用途例	医院、クリニック	

⑹項ロ

定義	1　**老人短期入所施設**とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法（昭和38年法律第133 号）第20条の３） 2　**養護老人ホーム**とは、介護を常には必要としない原則として65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の４） 3　**特別養護老人ホーム**とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ養護を目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の５） 4　**軽費老人ホーム**（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の６） 5　**有料老人ホーム**（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。（老人福祉法第29条） 6　**介護老人保健施設**とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項） 7　**老人短期入所事業を行う施設**とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第５条の２第４項） 8　**小規模多機能型居宅介護事業を行う施設**（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。（老人福祉法第５条の２第５項） 9　**認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設**とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。（老人福祉法第５条の２第６項） 10　⑹**項ロ**⑴**に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」**とは、避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（⑹項イに掲げるものを除く。）をいう。 11　**救護施設**とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第２項） 12　**乳児院**とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理 由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条）

	13　**障害児入所施設**とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第42条） ⑴　福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 ⑵　医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療 14　**障害者支援施設**（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。（障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第11項） 15　**短期入所を行う施設**とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第５条第８項） 16　**共同生活援助を行う施設**（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設（⑹項ハに掲げるものを除く。）をいう。（障害者総合支援法第５条第17項）	
補足事項	１　「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分（介護保険法第７条第１項に規定する区分による。）３以上の者が、 施設全体の定員の半数以上の場合をいう。なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）ごとに判定する必要があること。 ２　「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分（障害者総合支援法第４条第４項に規定する区分をいう。）４以上の者が８割を超えるものをいう。なお、障害支援区分認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害の程度が重いと認められた場合は、当該者を障害支援区分４以上の者とみなして判断すること。また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例：複数の障害者グループホーム）が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。 ３　⑹項ロ⑴のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。 ４　⑹項ロ⑴のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の⑴又は⑵の条件に該当することを判断の目安とすること。 ⑴　実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 ⑵　当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の人数が、夜間における介護者との割合が一定以上のもの。 ５　サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、入居にしている老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、老人福祉法第29条第１項の規定に基づく届出の有無にかかわらず有料老人ホームとして⑹ 項ロ又はハに該当するものとして取り扱うこと。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数以上である場合は、本項として取り扱うこと。 ６　詳細分類に係る用途判定については、別添２「⑹項ロ及びハ用途判定フローチャート」を参考とすること。	
主従関係	主用途部分（A）	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室
用途例	小規模多機能ホーム、認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、障害者グループホーム	

⑹項ハ

定義	１　**老人デイサービスセンター**とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜の供与をすることを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の２の２）

	2　**軽費老人ホーム**のうち、本項に該当するものは、⑹項ロに掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。（老人福祉法第20条の６） 3　**老人福祉センター**とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の７） 4　**老人介護支援センター**とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者又は地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人（以下この表において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又はその者を現に養護する者に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の７の２） 5　**有料老人ホーム**のうち、本項に該当するものは、⑹項ロに掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。（老人福祉法第29条） 6　**老人デイサービス事業を行う施設**とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。（老人福祉法第５条の２第３項） 7　**小規模多機能型居宅介護事業を行う施設**のうち、本項に該当するものは、⑹項ロに掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護事業を行う施設をいう。（老人福祉法第５条の２第５項） 8　**更生施設**とは、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第38条第３項） 9　**助産施設**とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第36条） 10　**保育所**とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条） 11　**幼保連携型認定こども園**とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子供に対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第39条の２） 12　**児童養護施設**とは、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第41条） 13　**児童自立支援施設**とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第44条） 14　**児童家庭支援センター**とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による指導及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第44条の２） 15　**一時預かり事業を行う施設**とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。（児童福祉法第６条の３第７項） 16　**家庭的保育事業を行う施設**とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第１項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。（児童福祉法第６条の３第９項）

	17　**児童発達支援センター**とは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう（児童福祉法第43条）。 ⑴　福祉型児童発達支援センター　日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 ⑵　医療型児童発達支援センター　日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療 18　**児童心理治療施設**とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条の２） 19　**児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設**（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第６条の２の２第２項若しくは第４項） 20　**身体障害者福祉センター**とは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条） 21　**障害者支援施設**のうち、本項に該当するものは、⑹項ロに掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。（障害者総合支援法第５条第11項） 22　**地域活動支援センター**とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第５条第27項） 23　**福祉ホーム**とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第５条第28項） 24　**生活介護を行う施設**とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第７項） 25　**短期入所を行う施設**とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介 護その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第８項） 26　**自立訓練を行う施設**とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第12項） 27　**就労移行支援を行う施設**とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第13項） 28　**就労継続支援を行う施設**とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第14項） 29　**共同生活援助を行う施設**のうち、本項に該当するものは、⑹項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第17項）
補足事項	１　認定こども園には、幼保連携型以外に幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の３つの類型があるが、幼保連携型以外の場合については、当該防火対象物の実態により用途区分を判定すること。 ２　児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）又は児童更生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。）は、本項に該当しない。（母子生活支援施設は⑸項ロ、児童更生施設は、⑴項、⑻項、⒂項等として取り扱うこと。 ３　児童福祉法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業（いわゆるファミ

	リーホーム）を行う施設は、⑸項ロとして取り扱うこと。 4　児童福祉法第41条に規定する児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年５月１日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知）中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。）は、本項として取り扱うこと。 5　児童福祉法第44条の３第１項に規定する里親支援センターは、主な業務として里親等への相談業務である場合には、⑮項として取り扱うこと。なお、主な業務として一時的に児童を預かる機能を有する場合には、本項として取り扱うこと。 6　小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケア（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年３月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。）は、本項として取り扱うこと。 7　サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして⑹項ロ又はハに該当するものとして取り扱うこと。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数未満である場合は、⑹項ハとする。 8　詳細分類に係る用途判定については、別添２「⑹項ロ及びハ用途判定フローチャート」を参考とすること。	
主従関係	主用途部分（A）	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室
用途例	ケアハウス、老人福祉施設付設作業所、肢体不自由児通園施設、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター、デイサービスセンター、保育園	

⑹項ニ

定義	1　**幼稚園**とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2　**特別支援学校**とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。	
補足事項	幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。	
主従関係	主用途部分（A）	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、音楽教室、学習塾、託児室、専用駐車場
用途例	特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）	

⑺項

定義	1　**小学校**とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2　**中学校**とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 3　**義務教育学校**とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4　**高等学校**とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 5　**中等教育学校**とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。

	6　**高等専門学校**とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7　**大学**とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8　**専修学校**とは、学校教育法第１条に掲げるも学校以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9　**各種学校**とは、学校教育法第134条第１項に基づいて、「学校教育法の第１条に規定される学校」以外で、学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設をいう。 10　**その他これらに類するもの**とは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。	
補足事項	1　同一敷地内の体育館、講堂、研究所、特定の者が利用する食堂及び売店は、本項として取り扱うこと。 2　同一敷地内の就寝を伴う寮部分は、⑸項ロとして取り扱う。 3　学習塾等は、本項として取り扱うこと。ただし、学校の形態を有しないものは、⑮項として取り扱うこと（そろばん塾、書道塾、個別指導塾、料理教室、公文式等）。	
主従関係	主用途部分（A）	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びＰＴＡ事務室
用途例	消防学校、警察学校、理容学校、美容学校、外語学校、調理師学校、防衛大学校、自衛隊学校、看護学校、自動車教習所、予備校、学習塾	

⑻項

定義	1　**図書館**とは、図書、雑誌、視聴覚資料、点字資料、録音資料等のメディアや情報資料を収集、保管し、利用者への提供等を行う施設をいう。 2　**博物館及び美術館**とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。 3　**その他これらに類するもの**とは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	
補足事項	絵画、写真、生花等の作品発表会場として利用している防火対象物又はその部分は、本項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、事務室
用途例	郷土館、記念館、画廊	

⑼項イ

定義	1　**蒸気浴場**とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2　**熱気浴場**とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3　**その他これらに類するもの**とは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。
補足事項	1　公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第１項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。（浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。） 2　保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩室、レストラン、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれること。 3　ソープランドとは、浴場業（公衆浴場法第１条第１項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。 4　蒸気浴、熱気浴が用いられない公衆浴場であれば、⑼項ロとして取り扱うこと。

主従関係	主用途部分（A）	脱衣室、浴室、サウナ室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室、事務室、有料洗濯室
用途例	サウナ浴場、ソープランド、岩盤浴、かまぶろ、スーパー銭湯、健康ランド	

⑼項ロ

定義	⑼項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
補足事項	1　公衆浴場とは、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 2　主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室、事務室、有料洗濯室
用途例	銭湯、鉱泉浴場、日帰り温泉、観光地などにある共同風呂	

⑽項

定義	1　**車両の停車場**とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。 2　**船舶又は航空機の発着場**とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。	
補足事項	車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等は、本項に該当しない。	
主従関係	主用途部分（A）	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
用途例	旅客ターミナル、旅客船埠頭、ロープウェイの発着場	

⑾項

定義	**神社、寺院、教会その他これらに類するもの**とは、宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。	
補足事項	1　一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定する宗教団体の施設が該当する。 2　結婚式場の披露宴会場で、独立性の高いものは、本項に該当しない。 3　礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項として取り扱うこと。 4　庫裏とは、僧侶の居住する場所をいい、本項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
用途例	本殿、拝殿、社務所、本堂、客殿、礼拝堂、幣殿、宿坊（⑸項イに該当するものを除く。）	

⑿項イ

定義	**工場又は作業場**とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、 選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊若しくは解体を行う施設をいう。 1　**工場**とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2　**作業場**とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。

補足事項	1　同一敷地内の独立性の高い施設は、個別の用途として取り扱うこと。 2　工場等で同一敷地内の独立棟は、次の例により項の判定をする。 ⑴　体育館（観覧席を有するが、一般の開放はしない）　⒂項 ⑵　構成施設（食堂、娯楽室、休憩室等）　⒂項 ⑶　研究棟（工場又は作業場的な使用形態のものを除く。）　⒂項 ⑷　車庫　⒀項イ ⑸　製品倉庫又は資材倉庫　⒁項 ⑹　更衣室　⒂項 ⑺　事務所棟　⒂項	
主従関係	主用途部分（A）	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
用途例	宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの）	

⑿項ロ

定義	**映画スタジオ又はテレビスタジオ**とは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープ等を作成する施設をいう。	
補足事項	1　本項に該当するテレビスタジオは、テレビ又はそのビデオテープ等を作成するための撮影及び編集のみを行う施設をいう。 2　テレビ局内のテレビスタジオは、テレビ局の一部として取り扱うこと。 3　ラジオスタジオは、⒂項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客室、ホール、リハーサル室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、事務室、クローク、ラウンジ
用途例	○○映画撮影所、○○テレビ局スタジオ	

⒀項イ

定義	1　**自動車車庫**とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2　**駐車場**とは、自動車を駐車させる、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。
補足事項	1　自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。 2　前１の自動車には、ガソリン、軽油等を燃料としない電動式のものも含まれる。 3　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第２条第３号の保管場所となっている防火対象物が含まれる。 4　自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わない。 5　事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 6　原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26運輸省令第74号）第１条に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおりである。 ⑴　内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は0.125リットル、その他のものにあっては0.050 リットル以下 ⑵　内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット、その他のものにあっては0.60 キロワット以下 7　原動機付自転車及び自転車を駐輪する駐輪場は、⒂項として取り扱うこと。 8　屋外に設置される機械式駐車場は、屋根を有しないものであっても、本項として取り扱うこと。

主従関係	主用途部分（A）	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、料金所
用途例	自動車専用のパーキングセンターなど、ハイヤー・タクシー会社、バス会社、運送会社などの自動車車庫	

⑬項ロ

定義	**飛行機又は回転翼航空機の格納庫**とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。	
補足事項	1　単なる格納だけでなく、運航上必要最低限の整備のための作業施設を付設するものについても、原則として全体が本項に該当する。 2　航空の用に供することができる飛行機、滑空機、 飛行船、ヘリコプターとは、航空法（昭和27年法律第231号）第２条に規定する航空機をいう。	
主従関係	主用途部分（A）	格納庫、修理場、休憩室、更衣室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、専用駐車場、事務室
用途例	航空会社の飛行機又はヘリコプター等の格納庫、海上保安庁などの飛行機又はヘリコプター等の格納庫、消防防災ヘリコプターの格納庫	

⑭項

定義	**倉庫**とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	
補足事項	1　自家用の農業用収納庫等及び住宅に付属する物置は、令別表防火対象物として取り扱わない。 2　物品の保管の用に供する施設で検品、仕分け、梱包、配送などの物流機能を備えている倉庫は、本項として取り扱うこと。 3　穀物の乾燥を行う貯蔵施設は、本項として取り扱うこと。 4　運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については、⑮項として取り扱うこと。	
主従関係	主用途部分（A）	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管、配送に関する作業を行うもの。）
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、専用駐車場、展示室
用途例	物品保管庫、冷凍倉庫、ラック式倉庫、物流倉庫、カントリーエレベーター	

⑮項

定義	前各項に該当しない事業場とは、⑴項から⑭項までに掲げる防火対象物以外の事業場を言う。 **事業場**とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。
補足事項	1　事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2　住宅展示場のモデルハウスについては、本項として取り扱うこと。 3　一般住宅は、本項に含まれないものであること。 4　観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しない体育館及びスポーツ施設は、本項として取り扱うこと（⑺項に該当するものを除く。）。 5　飲食及び宿泊を伴わないレンタルルームは、本項として取り扱うこと。 6　住宅設備などを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、ＰＲセンター等）は、本項として取り扱うこと。 7　利用者が集落居住者に限定され普段は無人状態であり、固定式のいす、テーブル、舞台を有しない公民館・集会場は、本項として取り扱うこと。
【用途例Ａ】事務所、金融機関、官公署、研究所	

主従関係A	主用途部分（A）	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、美容室、理容室、専用駐車場、診療室、託児室、展示室、展望施設
	※ 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するものは、原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。（以下、本項において同じ。）	
【用途例B】市民センター、カルチャーセンター、児童館、老人館		
主従関係B	主用途部分（A）	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室、結婚式場、宴会場
	※ 老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。	
【用途例C】研修所		
主従関係C	主用途部分（A）	事務室、教室、体育室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、浴室、専用駐車場
	※ 研修のための宿泊室は、⑸項ロの用途に供するものとして扱う。	
【用途例D】観覧席を有しない体育館		
主従関係D	主用途部分（A）	体育室、更衣室、控室、浴室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、映写室、図書室、集会室、展示室
	※　主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席等に類するもの）を有するものは、本項として取り扱うこと。	
用途例	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場（観覧を伴わないもの）、〇〇町内集会所、地域コミュニティセンター、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、マッサージ指圧施術所、車検場、水族館、動物園、植物園、トラックターミナル、レンタルショップ（販売行為がないもの）、レンタルルーム（飲食及び宿泊を伴わないもの）	

⑯項イ

定義	複合用途防火対象物のうち、その一部が⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものをいう。

⑯項ロ

定義	⑯項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。

(16の2)項

定義	**地下街**とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた施設をいう。
補足事項	1　地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれる。 2　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入する。ただし、随時開くことができる自動

	閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3　地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれない。

(16の3)項

定義	**準地下街**とは、建築物の地階（地下街の各階を除く。）で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた施設（特定防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	準地下街の範囲は次のとおりとする。 1　地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とする。 2　建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まない。 3　建築物の地階が建築基準法施行令第123条第３項第１号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まない。 4　準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令８区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うこと。 5　地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（２段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わない。 6　(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が本項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

(17)項

定義	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
補足事項	1　重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2　国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3　重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 4　史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 5　重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち、当該地方公共団体が指定したものをいう。 6　登録文化財は本項に含まれない。 7　本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれる。 8　(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が本項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

(18)項

定義	**アーケード**とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けら

	れる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	1　夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれない。 2　アーケードの延長は、屋根の中心線に沿って測定し、延長50m以上のものをいう。

⑲項

定義	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	**山林**とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれる。

⑳項

定義	1　**舟**とは、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条第１項の規定を適用しない船舶等で総トン数５ｔ以上の推進機関を有するものをいう。 2　**車両**とは、鉄道営業法（明治33年３月法律第65号）、軌道法（大正10年４月法律第76号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。
補足事項	1　総トン数５トン以上の舟で、推進機関を有するものとは、具体的には船舶安全法第２条第２項及び船舶安全施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第２条において、次のように規定されている。 ⑴　進機関を有する長さ12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で特定のもの（同規則第２条第２項第１号） ⑵　災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの（同規則第２条第２項第４号） ⑶　係船中の船舶（同規則第２条第２項第５号） ⑷　同規則第２条第２項第６号の水域を定める件（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶（同規則第２条第２項第６号） ⑸　総トン数20トン未満の漁船であって、専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 2　鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条に規定する機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車である。 3　鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条に規定する運転室及び旅客用の電車の客室又は通路である。 4　軌道法に基づき消火用具を備え付けなければならない場所は、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に規定する車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室である。 5　軌道法に基づき消火器を設けなければならないものは、無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に規定するすべての車両である。 6　道路運送車両法に基づき消火器を備えなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に規定する、次のものである。 ⑴　火薬類（火薬にあっては５ｋｇ、猟銃雷管にあっては2,000個、実砲、空砲、 信管又は火管にあっては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑵　危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第３に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑶　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。） ⑷　150ｋｇ以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑸　前⑴から⑷までに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 ⑹　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の３第１項に規定する放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第３条に規定する核燃料輸送物（Ｌ型輸送物を

	除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 ⑺　乗車定員11人以上の自動車 ⑻　乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 ⑼　幼児専用車

別 添１

(6)項イ用途判定フローチャート

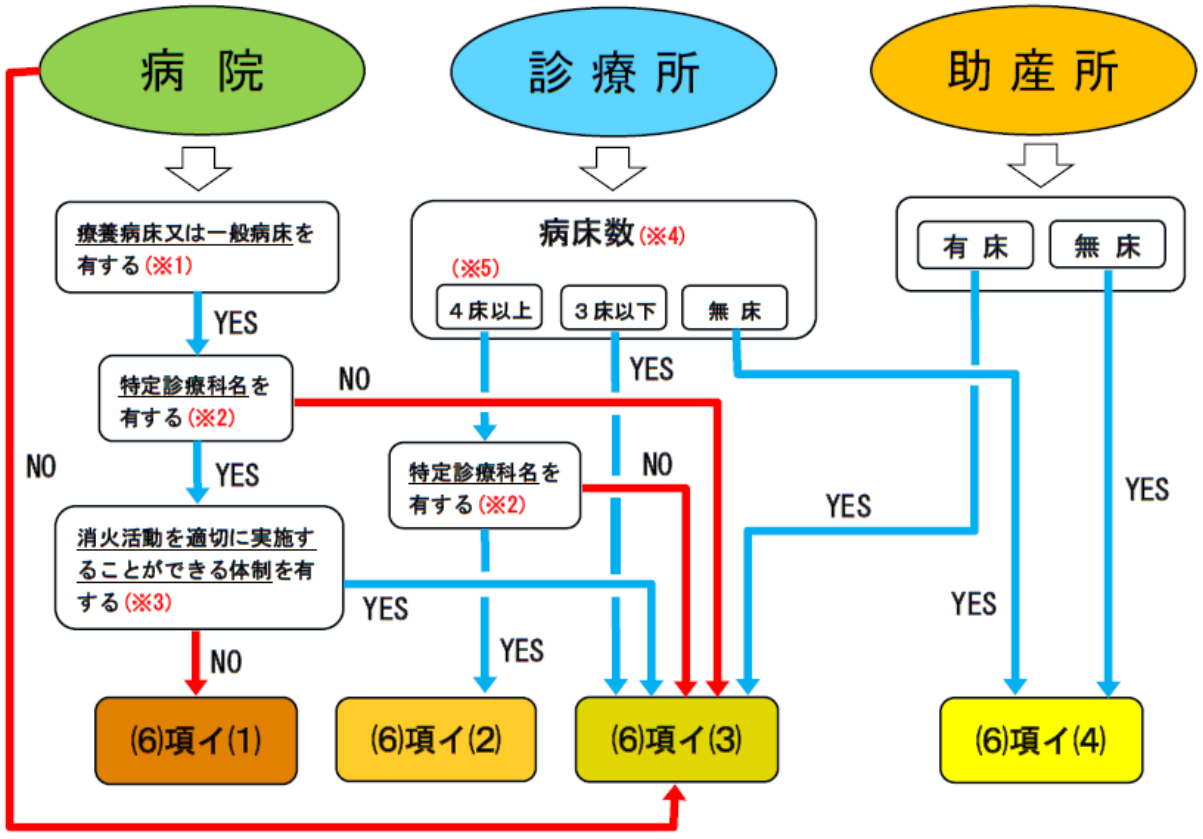

※1　医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床をいう。

【補足】病床種別：精神病床・感染症病床・結核病床・療養病床・一般病床に分類される。（医療法第７条第２項）

※2　内科、整形外科、リハビリテーション科その他次に掲げるもの以外

(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第３条の２第１項第１号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

(3) 歯科

(4) 歯科と医療法施行令第３条の２第１項第２号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

※3　次のいずれにも該当する体制を有するものをいう。

(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは２、26 床を超えるときは２に13床までを増すごとに１を加えた数を常時下回らない体制

(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは２、60床を超えるときは２に60床までを増すごとに２を加えた数を常時下回らない体制

【補足】・「**職員の数**」とは、１日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とする。

・「**その他の職員**」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りでない。

・「**宿直勤務を行わせる者**」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。

※4　医療法第７条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいう。

※5　許可病床数が４以上であっても、１日平均入院患者数（１年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が１未満のものにあっては、令別表第１(6)項イ(2)に規定する「**４人以上の患者を入院させるための施設を有する**」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

別 添２

⑹項ロ及びハ用途判定フローチャート

（利用実態等により項目判定が必要なもの）

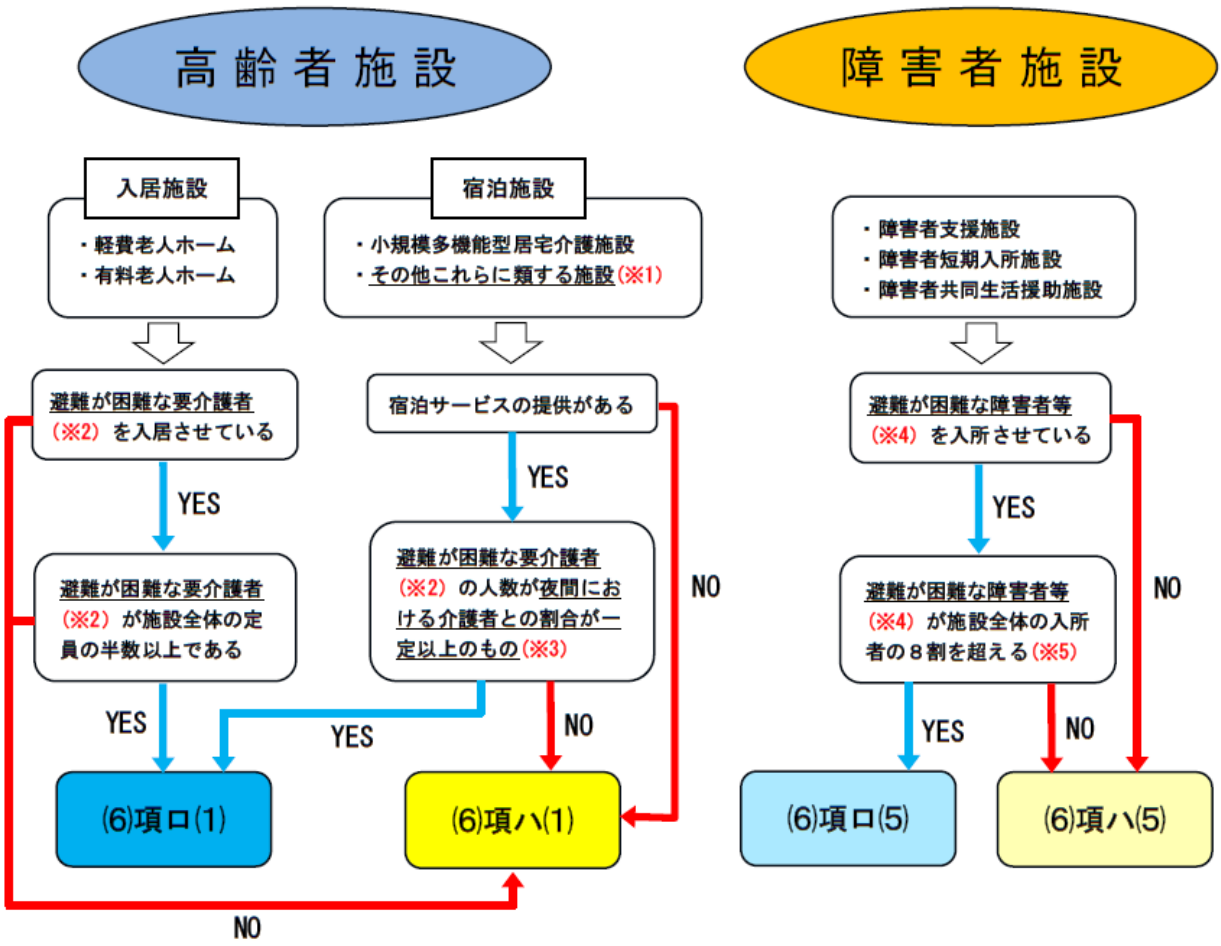

※１　「**その他これらに類する施設**」とは、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。なお、「**業として**」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。

※２　「**避難が困難な要介護者**」とは、規則第５条第５項に規定する区分に該当する者（介護保険法第７条第１項に定める要介護状態区分が３以上の者）をいう。

※３　「**夜間における介護者との割合が一定以上のもの**」とは、夜間に勤務する従業者１名に対し、要介護状態区分３以上の者が３名以上のことをいう。

【補足】介護者１名（２名）に対し、要介護状態区分３以上の利用者２名（４名）までであれば、⑹項ハ⑴となる。

※４　「**避難が困難な障害者等**」とは、規則第５条第７項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第４条第４項に定める障害支援区分が４以上の者）をいう。

※５　入所者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、定常的な状態として一定期間（３か月程度）の利用者状況について、避難が困難な障害者等が施設全体の入所者の８割を超える日数が、半数以上になる場合は、⑹項ロ⑸と判定すること。

注意　いずれの場合においても、用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備の設置について、関係者等に十分に説明し、予め必要な対応を促すことが望ましい。